

2020年3月5日

兵庫労働局
局長 畑中 啓良 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 福永 明

「取引の適正化」の実現に向けた要請について

連合では、2020春季生活闘争において、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」、すなわち取引の適正化の実現を通じて、中小企業で働く者の賃金の底上げと格差是正をめざす取り組みを進めています。

2020年4月には「時間外労働の上限規制」が中小企業に導入されます。中小企業自らが「働き方改革」に取り組める環境を作っていくためにも、大手企業からの「しづ寄せ」防止に取り組む必要があると考えています。加えて、2019年10月の消費税増税で増加したコストや最低賃金改定に伴う労務費増を適正に価格転嫁できる環境の実現は、中小企業の経営基盤強化に向けて、まさに焦眉の課題であると認識しています。

日本全体が深刻な人手不足の中、中小企業の人材の確保・定着を促すには、中小企業で働く者の賃上げや労働条件改善が実現できる経営基盤の強化が欠かせません。

働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて、下記の点について特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

記

1. 2020年4月に施行される中小企業への「時間外労働の上限規制」の施行に向け、中小企業への周知・指導を行うとともに、適切に実施できる環境整備や支援を行うこと。
2. 「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しづ寄せ』防止のための総合対策」にもとづき、働き方を含めた適正な取引が行われるよう、企業に対し監督・指導を徹底すること。とりわけ、相談窓口や大企業訪問により把握した「しづ寄せ」事案に対して厳正に対応するとともに、近畿経済産業局などに対し確実に情報共有すること。

以上